

## 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札、又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

## (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月中に締結した契約については原則として93日以内）

(参考資料1)

## 追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDO で実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDO では、NEDO プロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及び NEDO の業務運営改善等を目的として、終了した NEDO プロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 評価部
TEL：044-520-5160
FAX：044-520-5162

## 追跡調査・評価の進め方

終了翌年度 終了直後調査	研究開発の進捗状況及び NEDO プロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、製品化・上市予定等） 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント
-----------------	---



2, 4, 6 年後 簡易追跡調査	プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）
----------------------	---



終了翌年度 2, 4, 6 年後 詳細追跡調査 ※企業のみを対象	終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング） 1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術、標準化等） 2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント
---	--

追跡評価	NEDO プロジェクトの効果や改善点の評価 方法：研究評価委員会及び分科会における評価 観点：1) 国民への説明責任の履行 2) NEDO 業務運営の改善 3) 技術開発戦略への反映
------	---

### 【調査期間】

プロジェクト終了後、原則 5 年後までの状況を調査（6 年間の調査）。

プロジェクトによっては、6 年を超える状況を調査させていただく場合がございます。

### 【調査対象】

- ① NEDO からの資金を得てプロジェクトに参加した機関（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。
- ② ①のうち、企業については再委託先・共同実施先等も含む全参加機関が調査対象です。企業以外の大学、独法等は、原則、直接の委託先・助成先・共同研究先のみを対象とします。
- ③ プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。
- ④ 調査対象機関が保有するプロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象となります。

## 「追跡調査・評価」に関する補足事項

### Q. 追跡調査・評価とは何ですか

- A. NEDO プロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

### Q. どのプロジェクトが対象なのですか

- A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

- ① 研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関
- ② 外注先や請負先等
- ③ NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

### Q. 何のためにやるのですか

- A. NEDO プロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDO プロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

### Q. 具体的に何をすればよいのですか

- A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールにてアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。
- また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。